

PERSONAL GYM KENKO.lab 会員規約（令和7年改訂・最新版）

第1章 総則

第1条 名称

本クラブの名称は、パーソナルジム KENKO.lab（ケンコーラボ）（以下「本クラブ」という）とする。

第2条 運営及び管理

本クラブの施設は、本クラブ代表 澤村俊輔が運営・管理を行う。

第3条 目的

本クラブは、会員各人の身体自己管理の啓発、心身の健康維持・増進を目的とする。

第2章 会員

第4条 会員制度

本クラブは会員制とする。

第5条 入会資格

本クラブの会員は、本クラブの趣旨に賛同し、本クラブが定めた規約・細則およびその他運営規則を厳守することに同意した者で、次の各号に定める条件をすべて満たすものとする。

- (1) 医師等に運動を禁じられておらず、本クラブの諸施設の利用に支障がないと申告された方。
 - (2) 本クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
（刺青・タトゥーのある方は、当ジムスタッフに相談のうえ、入会手続きを行うものとする。）
 - (3) 反社会的団体に関与していない方。
 - (4) その他、本クラブが会員として不適当と判断する事由のない方。
-

第6条 入会手続

1. 本クラブに入会を希望される方は、所定の申込用紙を提出、または本クラブウェブサイトの入会ページから必要事項を入力・送信することにより、入会手続きを行うものとする。
2. 入会希望者は、本クラブの承認を得るとともに、本クラブの定める入会金・会費等の諸費用を支払うものとする。
3. 本クラブは、自由な裁量により入会申込を承認または承認しないことができ、承認しない場合、その理由を示す義務を負わない。
4. 諸費用の納入をもって、入会希望者と本クラブの間で本規約に基づく利用契約が成立し、入会希望者は本クラブの会員となるものとする。

第7条 未成年者の取扱い

未成年者が会員になろうとする場合は、本人および親権者が連署のうえ申込手続きを行うものとする。この場合、親権者は本人と連帯して本規約に基づく責任を負う。

第8条 入会金・会費等

1. 入会金・諸会費・諸料金等の金額、支払時期および支払方法は本クラブが別途定める。
2. 一旦納入した入会金・諸会費・諸料金等は、いかなる場合も返還しない。
3. 経済情勢や運営上の必要に応じて、本クラブは入会金・諸会費・諸料金等の金額を変更できる。

第9条 予約およびキャンセル

1. 本クラブは完全予約制とする。
2. チケットの有効期限は、本クラブウェブサイトまたは別紙にて定める。
3. 会員は、前回退店時、電話、公式LINE、またはウェブサイトにて予約を行う。
4. 予約およびキャンセルの受付時間は、担当プランにより次の通りとする。
 - (1) スタッフ担当プラン：
 - ・予約はレッスン開始の24時間前まで可能とする。
 - ・キャンセルはレッスン開始の12時間前まで可能とする。
 - (2) 代表担当プラン：
 - ・予約はレッスン開始の1時間前まで可能とする。
 - ・キャンセルはレッスン開始の30分前まで可能とする。
5. 上記期限を過ぎてのキャンセル、または無断キャンセルは、理由の如何を問わず1回分を消化扱いとする。
6. レッスン開始時刻を15分以上過ぎた場合はキャンセル扱いとなる。
7. 遅刻による時間延長・返金を行わないものとする。
8. 会員は予約に関する一切の責任を負うものとする。

第10条 施設の利用

1. 会員は、本クラブの営業時間内に、規約および細則に従い所定の料金を支払って施設を利用できる。
2. 特別行事、改装、整備等により、施設の一部を休止・制限する場合がある。
3. 会員は、施設内においてトレーナーの指示に従うものとする。
4. 会員は、予約時間の10分前を目安に来店し、レッスン開始時刻にスムーズに運動を始められるよう準備を行うものとする。

5. 来店は予約時間の10分前から可能とし、それ以前の入室はスタッフの許可を得るものとする。
 6. 退店はレッスン終了後速やかに行うものとする。
-

第11条 体調・健康状態の申告

1. 会員は、持病・既往歴・通院・服薬など、運動に影響を及ぼす健康状態を事前に申告するものとする。
 2. 申告がなかった場合、当該健康状態に起因する事故等について本クラブは一切の責任を負わない。
-

第12条 退会

退会を希望する場合は、所定の書面またはウェブサイトから、希望月の前月10日までに退会手続きを行うものとする。

第13条 会員除名

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、本クラブは警告なく除名または資格停止とすることができる。

- (1) 施設・備品を故意に破損した場合
 - (2) 本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱した場合
 - (3) 会費その他の支払を3ヶ月以上滞納した場合
 - (4) 入会時に虚偽の申告をした場合
 - (5) 第5条の入会条件を満たさなくなった場合
 - (6) 暴言・勧誘行為・迷惑行為など、他会員やスタッフに不利益を与える行為を行った場合
 - (7) その他、本クラブが不適当と判断した場合
-

第14条 会員資格喪失

会員は以下の場合に資格を喪失する。

- (1) 退会した場合
 - (2) 除名された場合
 - (3) 死亡した場合
 - (4) 個人事業主としての活動を終了した場合
-

第15条 休会

1. 怪我や急病により医師から運動制限の指示があった場合のみ休会できる。

2. 休会期間は1ヶ月以上3ヶ月未満とし、回復後の復帰を前提とする。
 3. 会員は、休会期間が3ヶ月を超過しないよう、速やかに復帰手続きを行うこととする。
-

第16条 変更事項の届出

入会申込書の記載内容に変更があった場合、速やかに書面またはウェブサイトで届け出るものとする。

第17条 施設の廃止・利用制限

1. 天災地変、法令改廃、行政指導、社会情勢・経済状況の変化等により、施設の全部または一部を閉鎖・廃止・制限できる。
 2. これに伴う契約解除に対し、会員は異議および損害賠償請求を行わない。
-

第18条 会員等の損害賠償

1. 会員及びゲストは、自己責任において施設を利用するものとする。
 2. 会員等が利用中に生じた事故について、本クラブは一切の責任を負わない。
 3. 会員等が第三者または本クラブに損害を与えた場合、その賠償責任を負う。
-

第18条の2（有酸素運動時の健康リスクについて）

1. 会員は、有酸素運動等のトレーニングに参加するにあたり、心疾患、高血圧、糖尿病、その他循環器系疾患などの既往歴または懸念がある場合には、必ず事前に医師の許可を得るものとする。
 2. 会員は、運動中に体調の異変（胸痛、息切れ、動悸、めまい、吐き気など）を感じた場合、直ちに運動を中止しスタッフへ申告するものとする。
 3. 本クラブは会員の安全に配慮するが、健康状態に起因する事故・発作等については一切の責任を負わない。
-

第18条の3（駐車場利用に関する免責）

1. 駐車場利用時は、会員自身の責任において車両を管理するものとする。
 2. 駐車中の盗難・事故・損傷等について、本クラブは一切責任を負わない。
 3. 近隣への迷惑行為（騒音・無断駐車等）は禁止する。
-

第19条 本クラブの損害賠償

本クラブに過失がある場合は、その範囲内で賠償責任を負うものとする。

第20条 通知

規約・細則の改定等は、本クラブ所定の掲示、ウェブサイト、またはメールにより通知する。

第21条 諸規約の改定

本クラブは必要と認めた場合、本規約および細則を改定できる。改定後は全会員に効力を及ぼす。

第22条 施行

本規約は令和7年12月20日より施行する。

【細則】

第1条 会費等

入会金・諸会費・諸料金等は別途定める。

第2条 会費等の支払

1. 月額プランの会費決済は、毎月23日に本クラブ指定の決済システムにより行われ、その後会員の登録クレジットカード会社より引き落としが行われる。
2. 月額プランの支払い方法は、原則クレジットカード決済とするが、希望により銀行口座からの自動引き落としによる支払いも可能とする。
3. 回数券プランの購入は、その都度クレジットカードまたは現金での支払いとする。
4. 商品・サプリメント等の物販購入については、クレジットカード、現金、または電子マネーでの支払いを可能とする。
5. いかなる理由による場合も、決済完了後の返金を行わないものとする。

第3条 施設利用の範囲

会員およびゲストは、本クラブ内全施設を利用できる。ただし、予約や利用時間制限を設ける場合がある。

第4条 休業日

1. 定休日のほか、点検・補修・改造等により臨時休業または利用制限を行うことがある。
2. 年末年始・夏季等の季節休業日は別途掲示または通告する。
3. 職員の急病・事故などの欠員により、やむを得ず店舗を休業する場合は予約を取り消し、所有回数券の有効期間を延長して対応する。
4. 業務委託スタッフの体調不良・急病・その他やむを得ない事情により担当レッスンが実施できない場合、他スタッフまたは代表が代行することがある。会員はこれを了承のうえ予約を行うものとする。

第5条 届出

休会・退会・プラン変更の際は、希望月の前月10日までにウェブサイトで行う。

第6条 名義変更

本クラブは名義変更を一切認めない。

第7条 細則の改定

必要に応じて細則を改定できる。改定後は全会員に効力を及ぼす。

第8条 施行

本細則は令和7年12月20日より施行する。